販売店（事業所）の皆様

「川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業」について

１　「川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業」について

川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業は、連続６時間以上人工呼吸器を使用する在宅の方に対し、非常用電源装置等（以下、「非常用電源」と記載。）の購入に係る費用を給付する川崎市独自の事業です。

２　購入費の給付となる非常用電源　　※給付決定前に購入した非常用電源は給付対象外です。

給付の対象となる非常用電源の種目、機器要件については、次のとおりです。

（１）非常用電源の種目、機器要件

種目	機器要件	耐用年数	給付上限額
正弦波インバーター発電機	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	１０年	120,000 円
ポータブル電源（蓄電池）	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	５年	80,000 円
DC/AC インバーター（カーインバーター）	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	５年	45,000 円

＜注意事項＞

１　擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は給付の対象外となります。

２　特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。

・日本語の取扱説明書が添付されていること

・電気用品安全法の適合検査に適合した（ＰＳＥマークが付いている）製品であること

３　用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、給付の対象外となります。

４　納品に付属する配送費用も給付対象になります。

３　給付額について

申請者の方が支払う負担額と川崎市が支払う給付額があり、２つを合わせて見積額となります。給付額は上限額が決まっており、負担額は申請者により異なります。

給付券に負担額と給付額の双方が記載されるので、負担額については申請者からお支払いを受けてください。

＜注意事項＞

１　給付の対象になるのは、**同種目、他種目問わず、１つ**までです。

２　**非常用電源の購入先は、給付券に記載のある販売店（事業者）のみとなります。**

３　購入に要する費用と給付上限金額の差額は、全額、給付対象者等の自己負担となります。

裏面へ

販売店（事業所）の皆様

4　購入費給付の流れ

（1） 購入する非常用電源の選定

販売店（事業者）は、本事業の性能要件を満たす非常用電源であることを確認し、併せて在宅人工呼吸器使用者及び家族等が、安全に使用可能となるよう、使用方法等の説明・助言を丁寧にお願いします。

※ **給付決定前に購入した非常用電源については、給付対象外となります。**

（2）見積書の作成

販売店（事業者）は、給付を希望する非常用電源の見積書（川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業実施要綱の第２号様式）を作成してください。見積書のほか、カタログ・チラシの写し等、非常用電源の概要（仕様）がわかる資料を必ず添付してください。

また、対象者名の欄は、「人工呼吸器使用者」の方の氏名を記入してください。

[給付金の申請（川崎市に郵送で申請）]※申請者の方が行います。

人工呼吸器使用者及び家族が、非常用電源を購入する前に販売店で作成された「第２号様式」等、必要書類を川崎市まで郵送し、申請を行います。

（3） 審査・給付の決定

審査を行い、給付を決定した場合には、申請者に決定通知、給付券等を郵送します。なお、給付を却下する場合は、却下の決定通知書を送付します。

（4） 給付券の提出・納品

給付決定者及び家族等は給付券等を販売店（事業者）に持参するので、給付券に記載されている販売店名等が、一致しているかを確認してください。

また、給付券に利用者負担額が記載されていますので、金額確認後受領し、給付券記載欄に受領した旨記載してください。

なお、この段階で製品を納品してください。

（5）給付金の請求・支払い

給付券及び作成いただいた請求書を、下記まで送付してください。

内容を確認し、記載漏れがなく、全ての必要書類が添付された請求書を受取ってから 30 日以内に請求書記載口座へ、公費負担額をお支払いいたします。

5　お支払いまでの流れ

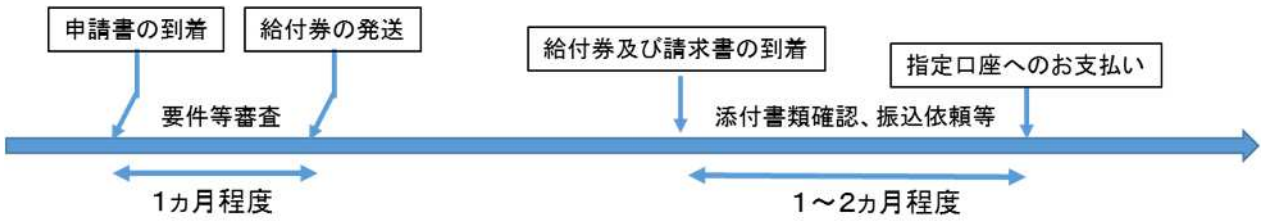

【問い合わせ・給付金申請先】
川崎市障害保健福祉部障害計画課障害児福祉担当　電話 044-200-3796
〒210－8577　川崎市川崎区宮本町１番地